

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成29年12月5日
【会社名】	株式会社西京銀行
【英訳名】	THE SAIKYO BANK, LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役頭取 平岡 英雄
【本店の所在の場所】	山口県周南市平和通一丁目10番の2
【電話番号】	(0834) 31-1211 (代表)
【事務連絡者氏名】	常務取締役総合企画部長 松岡 健
【最寄りの連絡場所】	広島市南区的場町一丁目3番7号 株式会社西京銀行 広島支店
【電話番号】	(082) 261-7141 (代表)
【事務連絡者氏名】	広島支店長 河村 唯志
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	株主割当 0円 (注) 会社法第277条に規定される新株予約権無償割当ての方法により割り当てられるため、新株予約権の発行価額の総額は0円となります。 新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額 50,453,442,486円 (注) 上記新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は、平成29年12月4日現在の当行の発行済普通株式総数を基準として算出した見込額です。新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、新株予約権の発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額は減少します。
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社西京銀行福岡支店 (福岡市博多区博多駅前三丁目23番22号) 株式会社西京銀行広島支店 (広島市南区的場町一丁目3番7号)
(注)	広島支店は金融商品取引法の規定による備付場所ではありませんが、投資者のご便宜のため有価証券届出書の写しを備えるものであります。

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行新株予約権証券】（第1回新株予約権証券）

##### （1）【募集の条件】

発行数	103,176,774個
発行価額の総額	0円
発行価格	0円
申込手数料	該当事項なし
申込単位	該当事項なし
申込期間	該当事項なし
申込証拠金	該当事項なし
申込取扱場所	該当事項なし
払込期日	該当事項なし
割当日	平成30年1月17日
払込取扱場所	該当事項なし

##### （注）1．取締役会決議日

平成29年12月5日開催の当行取締役会において発行を決議しております。

##### 2．募集の方法

会社法第277条の規定による新株予約権無償割当ての方法により、基準日（後記（注）3に定めます。）における当行の最終の株主名簿に記載又は記録された当行以外の当行普通株式の株主に対し、後記（注）4に定める割当比率で新株予約権（以下「本新株予約権」という。）を割り当てます（以下「本新株予約権無償割当て」という。）。

##### 3．基準日

平成29年12月31日（決議日の翌日から25日を経過した後の日）

##### 4．割当比率

各普通株式の株主の所有普通株式数1株につき本新株予約権1個を割り当てます。なお、後記「（2）新株予約権の内容等」における「新株予約権の目的となる株式の数」に記載のとおり、本新株予約権1個当たりの目的となる普通株式の数は、1株です。

##### 5．本新株予約権無償割当ての効力発生日（会社法第278条第1項第3号に定める新株予約権無償割当てがその効力を生ずる日。以下同じです。）

平成30年1月17日

##### 6．発行数（本新株予約権の総数）について

発行数（本新株予約権の総数）は、基準日における当行の発行済普通株式総数から同日において当行が保有する当行普通株式数を控除した数とします。上記発行数は、平成29年12月4日現在の当行の発行済普通株式総数103,176,774株（当行が保有する当行普通株式の数を除きます。）を基準として算出した見込み数であります。

##### 7．申込手数料、申込単位、申込期間、申込証拠金、申込取扱場所、払込期日及び払込取扱場所について

本新株予約権は、会社法第277条に基づく新株予約権無償割当ての方法により発行されるものであるため、基準日における当行の最終の株主名簿に記載又は記録された当行以外の当行普通株式の株主に対し、上記（注）5に定める効力発生日において、何らの申込み手続を要することなく、また、新たな払込みを要することなく、本新株予約権が付与されることとなります。従って、申込み及び払込みに係る上記事項については、該当事項はありません。

## 8. 外国居住株主による本新株予約権の行使又は転売について

本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もありません。従って、外国居住株主については、それぞれに適用される証券法その他の法令により、本新株予約権の行使又は転売が制限されることがありますので、外国居住株主（その者に適用ある外国の法令により、上記の制限を受けない機関投資家等を除きます。）は、かかる点につき注意を要します。なお、米国居住株主（1933年米国証券法（U.S. Securities Act of 1933）ルール800に定義する「U.S. holder」を意味します。）は、本新株予約権を行使することができません。

## (2)【新株予約権の内容等】

新株予約権の目的となる株式の種類	<p>当行普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当行における標準となる株式である。また、単元株式数は1,000株である。</p>
新株予約権の目的となる株式の数	<p>1 103,176,774株 上記新株予約権の目的となる株式の総数は、平成29年12月4日現在の当行の発行済普通株式総数103,176,774株(当行が保有する当行普通株式の数を除く。)を基準として算出した見込み数である。(本新株予約権1個当たりの目的となる株式の株(以下「交付株式数」という。)は1株とする。) ただし、本欄第2項によって交付株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である普通株式の総数は調整後交付株式数に応じて調整されるものとする。</p> <p>2 (1) 当行が別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項の規定に従い行使価額(同欄第1項に定義する。)の調整を行う場合には、交付株式数は次の算式によって調整されるものとする。</p> $\text{調整後交付株式数} = \frac{\text{調整前交付株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$ <p>上記算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。</p> <p>(2) 前号の調整は、当該時点において未行使の本新株予約権に係る交付株式数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。</p> <p>(3) 調整後交付株式数の適用日は、当該調整事由に係る別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項第(2)号及び第(5)号による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。</p> <p>(4) 本項に定めるところにより交付株式数の調整を行うときは、当行は、あらかじめ書面によりその旨並びにその理由、調整前交付株式数、調整後交付株式数及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。</p>
新株予約権の行使時の払込金額	<p>1 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額</p> <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、次号に定める行使価額に交付株式数を乗じた額とする。</p> <p>(2) 各本新株予約権の行使により当行が当行普通株式を新たに発行又はこれに代えて当行の保有する当行普通株式を処分(以下、当行普通株式の発行又は処分を「交付」という。)する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額(以下「行使価額」という。)は、489円とする。ただし、本欄第2項の定めるところに従い調整されるものとする。</p> <p>2 行使価額の調整</p> <p>(1) 当行は、本新株予約権の発行後、本項第(2)号に掲げる各事由により当行の発行済普通株式総数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合には、次に定める算式(以下「行使価額調整式」という。)をもって行使価額を調整する。</p> $\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$

(2) 行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号に定める時価を下回る払込金額をもって当行普通株式を交付する場合(ただし、当行の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当行普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。))その他の証券若しくは権利の請求又は行使による場合を除く。)

調整後行使価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられているときは当該払込期間の最終日とする。)の翌日以降、また、当行普通株式の株主(以下「普通株主」という。)に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合は、その日の翌日以降、これを適用する。

株式分割又は無償割当てにより当行普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、当行普通株式の株式分割のための基準日の翌日以降、当行普通株式の無償割当てについて普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合はその翌日以降、また当行普通株式の無償割当てについて当行普通株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がない場合又は株主(普通株主を除く。)に当行普通株式の無償割当てをする場合は当該割当ての効力発生日の翌日以降、これを適用する。

(3) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。

(4) 行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

行使価額調整式で使用する時価は、(1)当行の普通株式が上場等をしている場合は、調整後行使価額を適用する日に先立つ5連続取引日(終値が算出されない日を除く。)の終値の平均値(平均値の計算は円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とし、(2)当行の普通株式が上場等をしていない場合は、調整後行使価額を適用する日の前四半期末時点における連結BPSとする。

なお、連結BPSとは、1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針第35項に従い、直近の継続開示書類(直近の当行の有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書(連結BPSに関するこれらの訂正報告書を含む。))に記載の連結財務諸表における連結貸借対照表の純資産の部の合計額から、優先株式に係る払込金額及び配当、新株予約権、非支配株主持分等を控除したものを、普通株式に係る純資産額として計算した1株当たり純資産額(円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り捨てる。)とする。

行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1か月前の日における当行の発行済普通株式総数から、当該日における当行の保有する当行普通株式数を控除した数とする。また、本項第(2)号の基準日における当行の保有する当行普通株式に割り当てられる当行普通株式数を含まないものとする。

(5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当行は、必要な行使価額の調整を行う。

株式の併合、当行を存続会社とする合併、当行を承継会社とする吸収分割、当行を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。

その他当行の発行済普通株式総数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

	(6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当行は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	50,453,442,486円 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は、平成29年12月4日現在の当行の発行済普通株式総数（当行が保有する当行普通株式数を除く。）を基準として算出した見込額である。また、本新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合には、上記発行価額の総額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の当行普通株式1株の発行価格は489円とする。ただし、別記「新株予約権の行使時の払込金額」欄第2項によって変更されることがある。 2 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使期間	平成30年1月29日から平成30年3月23日までとする。 ただし、行使期間の最終日が当行の株主名簿管理人（会社法第123条に定める株主名簿管理人をいい、以下同じ。）の営業日でない場合は、その前営業日を最終日とする。
新株予約権の行使請求の受付場所、取次場所及び払込取扱場所	1 行使請求の受付場所 株式会社西京銀行 2 行使請求の取次場所 該当事項なし 3 払込取扱場所 株式会社西京銀行 本店
新株予約権の行使の条件	1 1個の本新株予約権をさらに分割して行使することはできないものとする。 2 本新株予約権者が複数個の本新株予約権を保有する場合、本新株予約権者はその保有する本新株予約権の全部又は一部を行使することができる。ただし、本新株予約権者がその保有する複数個の本新株予約権の一部のみ行使した場合、当該行使時点をもって、未行使の本新株予約権全部を放棄したものとみなし、未行使の当該本新株予約権は、当該行使時点後一切行使ができなくなるものとする。 3 行使を行った後の保有株式数が1,000株単位とならない場合、当該1,000株未満の株式は単元未満株式となり、議決権が制限される。なお、単元未満株主は、当行株式に関して以下のいずれかの請求を行うことができる。 (1) 当行に対し、会社法第192条に基づいてその保有する単元未満株式を買い取ることを請求し、これを売却することができる。 (2) 当行に対し、会社法第194条第1項及び当行の定款の規定に基づいてその保有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求し、これを買い増すことができる。
自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件	当行は、以下の各号につき当行の株主総会（株主総会が不要となる場合には、当行取締役会）で承認された場合、会社法第273条第2項及び第3項の規定に従って通知又は公告した上で、その時点において残存する新株予約権の全部を無償で取得することができる。 (1) 当行が消滅会社となる合併契約承認の議案 (2) 当行が分割会社となる分割契約又は分割計画承認の議案 (3) 当行が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案 (4) 当行の発行する全部の株式の内容として、譲渡による当該株式の取得について、当行の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案 (5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として、譲渡による当該種類の株式の取得について、当行の承認を要すること又は当該種類の株式について当行が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権を譲渡するときは、当行取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	該当事項なし
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	該当事項なし

（注）1．本新株予約権の行使請求及び払込みの方法

本新株予約権を行使しようとする本新株予約権者は、当行の定める行使請求書（以下「行使請求書」という。）に、行使請求しようとする本新株予約権の内容及び数を表示し、請求年月日等を記載してこれに記名捺印した上、行使期間中に上記行使請求受付場所に提出しなければなりません。

本新株予約権を行使しようとする場合は、行使請求書の提出に加えて、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を上記払込取扱場所の当行が指定する口座に振込むものとします。

上記行使請求受付場所に対し行使に要する書類を提出したものは、その後これを撤回することはできません。

2．本新株予約権の行使請求の効力発生時期

行使請求の効力は、本新株予約権の行使請求に要する書類の全部が上記行使請求受付場所に到着し、かつ当該新株予約権の行使に際して出資される金銭の全額の入金が確認された日、又は本新株予約権を行使する日として行使請求書に記載された日のいずれか遅い日に発生します。

3．本新株予約権の上場予定

本新株予約権は、株式会社東京証券取引所その他の金融商品取引所において、上場の予定はありません。

4．本新株予約権証券の発行

当行は、本新株予約権について新株予約権証券を発行しません。

5．その他

会社法その他の法律の改正等、本新株予約権の内容等の読み替えその他の措置が必要となる場合には、当行は必要な措置を講じます。

（3）【新株予約権証券の引受け】

該当事項はありません。

2【新規発行による手取金の使途】

（1）【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額（円）	発行諸費用の概算額（円）	差引手取概算額（円）
50,453,442,486	250,000,000	50,203,442,486

（注）1．上記払込金額の総額は、本新株予約権が全て行使されたと仮定した場合の金額であり、平成29年12月4日現在の当行の発行済普通株式総数（当行が保有する当行普通株式数を除きます。）を基準として算出した見込額です。

2．発行諸費用の概算額は、登記費用、アドバイザー費用、証券代行事務手数料、目論見書発送に係る費用等であり、消費税等は含まれておりません。

3．本新株予約権の行使期間内に本新株予約権の全部又は一部について行使が行われない場合には、払込金額の総額、発行諸費用の概算額及び差引手取概算額は上記に記載の金額よりも減少します。

（2）【手取金の使途】

上記差引手取概算額50,203,442,486円は、山口県を中心とした地元の個人及び事業者のお客さまへの資金需要に積極的に対応していくため、平成30年3月期及び平成31年3月期において、運転資金として貸出金等に充当する予定です。なお、本新株予約権の行使期間内に本新株予約権の全部又は一部について行使が行われない場合には、差引手取概算額は上記に記載の金額よりも減少しますが、その場合も手取金の使途に変更はない予定です。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

### 【募集又は売出しに関する特別記載事項】

（本新株予約権証券の発行について）

#### 1. 目的

当行は、パーゼル に基づく国内基準のもとでの十分な自己資本比率を確保し、また自己資本の増強及び財務基盤の強化を図り、安定的な収益基盤の向上を目指すという方針に基づき、内部留保の蓄積とともに自己資本の充実策を検討してまいりました。当行のように国内業務のみを行う銀行等（国内基準行）の単体自己資本比率の最低水準は4%ですが、国際業務を行う銀行等（国際基準行）の単体総自己資本比率の最低水準は8%となっており、国際業務を営む銀行と同じ市場で競合する現状においては、国内基準行の当行においても単体自己資本比率（国内基準）において8%を維持していく必要があると考えております。当行の平成29年9月末の単体自己資本比率は8.87%であり、8%を維持しておりますが、当行の安定的な収益基盤の向上を目指すためには、山口県を中心とした地元の個人及び事業者のお客様への資金需要に積極的に応えることにより、地域経済及び中小事業者さまの安定的発展に貢献していくことが不可欠であると認識しており、引続き増加が想定される貸出金等のリスクアセットを踏まえ、更なる自己資本の充実が必要であると判断し、本新株予約権無償割当てを実施することといたしました。

当行は、自己資本の充実による財務基盤の強化、収益機会の拡大を図り、利益計画の着実な遂行による内部留保の蓄積とともに、適切なコア資本の確保を図ってまいります。

#### 2. 本資金調達方法を選択した理由

当行は、今回の資金調達に際して、既存株主の皆様への利益保護を実現させるべく、また当行が非上場会社であることも踏まえ、資金調達の方法を検討いたしました。

非上場会社である当行においては、平成28年7月、平成29年3月にそれぞれ優先株式の第三者割当増資、平成29年7月には普通株式の第三者割当増資を実施しており、今回の資金調達においても第三者割当増資を選択肢の一つとして検討いたしました。今回は既存株主の皆様に対して原則として平等に新株予約権を割り当て、株主の皆様への自由な判断で権利行使を行っていただくことにより、既存株式の希薄化を回避する機会を確保することが重要と考えて、本新株予約権無償割当てを選択することといたしました。

#### 3. 発行条件の合理性

本新株予約権無償割当てに際して、本新株予約権の割当てを受けた株主の皆様への権利行使の状況によっては、当行が想定している調達額を下回る可能性があることから、できるだけ多くの株主の皆様への権利行使を行っていただけるよう、平成29年9月30日時点における当行の連結BPSよりディスカウントした価額を行使価額として本新株予約権を発行することといたしました。一方で、本新株予約権については、権利行使期間内に行使されない場合には当該期間の満了により本新株予約権が消滅するため、既存株主様が本新株予約権を行使しなかった場合に被る経済的な不利益について配慮し、過去に他社で発行された株主割当新株予約権の行使価額と比較し、ディスカウント率を抑えました。

その結果、(1)本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき当行普通株式1株当たりの行使価額は、平成29年9月30日時点における当行の連結BPSである530円39銭に0.922を乗じた金額（1円未満の端数は切捨て）である489円とし、(2)当行の現在の発行可能株式総数（授權枠）等を勘案した上で、本新株予約権1個の行使により得られる当行普通株式の数を1株と定め、(3)本新株予約権の行使期間については、約2か月間としており株主の皆様が本新株予約権の権利行使について判断を下すのに十分な期間を設定しております。

このように、本新株予約権無償割当てにおいては、行使価額の算定に際して当行の連結BPSという客観的指標を基準に定めるとともに、上記の理由に基づき本新株予約権1個の行使により発行される普通株式の数及び行使期間を定めていることから、発行条件は合理的であるものと考えております。

#### 4. 行使制限の内容について

本新株予約権の募集については、日本国以外の法域において登録又は届出を行っておらず、またその予定もありません。従って、外国居住株主については、それぞれに適用される証券法その他の法令により、本新株予約権の行使又は転売が制限されることがありますので、外国居住株主（当該株主に適用ある外国の法令により、上記の制限を受けない機関投資家等を除きます。）は、かかる点につき注意を要します。なお、米国居住株主（1933年米国証券法（U.S. Securities Act of 1933）ルール800に定義する「U.S. holder」を意味します。）は、本新株予約権を行使することができません。

本新株予約権の割当てを受けた米国居住株主に対する当該制限につきましては、会社法上の株主平等の原則に抵触するものではないか慎重に検討いたしました。当行といたしましては、(1)米国その他当該国の証券法の規制が適用される可能性がある国を調査の上で特定し、外国居住株主が当該国に居住するか否かの調査を実施し、当該国に居住する株主の行使を認めた場合に履行する必要がある当該国における登録等の手続きに係るコストが極

めて大きな負担となる一方で、(2)本件においては、本新株予約権は、当行取締役会にて承認させていただく前提において外国居住株主が本新株予約権を譲渡することも可能であること、(3)外国居住株主が平成29年9月30日において保有する当行普通株式の数は合計113,000株（同日時点における当行の発行済普通株式総数の0.11%）に過ぎないこと等に鑑み、慎重に検討を行った結果、本新株予約権無償割当てを実行するにあたり、外国居住株主に権利行使を認めた場合における事務・コスト負担を考慮すると権利行使を制限することについては必要性があり、かつ、相当性を欠くものとはいえないと考えられることから、当該行使制限は株主平等原則に違反するものではないと当行として判断いたしました。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

### 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

**第二部【公開買付けに関する情報】****第1【公開買付けの概要】**

該当事項はありません。

**第2【統合財務情報】**

該当事項はありません。

**第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】**

該当事項はありません。

**第三部【追完情報】****1．事業等のリスク**

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第109期）及び四半期報告書（第110期第2四半期）（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成29年12月5日）までの間において生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は本有価証券届出書提出日（平成29年12月5日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

**2．資本金の増減**

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第109期）に記載された「第一部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況（5）発行済株式総数、資本金等の推移」の資本金について、当該有価証券報告書提出日以後、本有価証券届出書提出日までの間において、以下のとおり増加しております。

年月日	発行済株式総数 増減数（千株）	発行済株式総 数残高 （千株）	資本金増減額 （百万円）	資本金残高 （百万円）	資本準備金増 減額 （百万円）	資本準備金残 高（百万円）
平成29年7月31日	10,600	113,924	2,491	20,431	2,491	12,005

**第四部【組込情報】**

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 （第109期）	自 平成28年4月1日 至 平成29年3月31日	平成29年6月23日 中国財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 （第110期第2四半期）	自 平成29年7月1日 至 平成29年9月30日	平成29年11月22日 中国財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）」A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

また、平成30年2月9日頃を目処に以下の書類を中国財務局長に提出する予定であります。

四半期報告書	事業年度 （第110期第3四半期）	自 平成29年10月1日 至 平成29年12月31日	平成30年2月9日頃 中国財務局長に提出予 定
--------	----------------------	-------------------------------	-------------------------------

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成29年 6月23日

株式会社西京銀行  
取締役会 御中

## 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 秋宗 勝彦 印  
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 下西 富男 印  
業務執行社員

## &lt; 財務諸表監査 &gt;

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西京銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

## 連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社西京銀行及び連結子会社の平成29年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### < 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に準ずる監査証明を行うため、株式会社西京銀行の平成29年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

#### 内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、株式会社西京銀行が平成29年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が連結財務諸表及び内部統制報告書に添付する形で別途保管しております。

X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

平成29年 6月23日

株式会社西京銀行

取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 秋宗 勝彦 印

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 下西 富男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西京銀行の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第109期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社西京銀行の平成29年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年11月21日

株式会社西京銀行  
取締役会 御中

## 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 秋宗 勝彦 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 下西 富男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西京銀行の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結株主資本等変動計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書、中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間連結財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社西京銀行及び連結子会社の平成29年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注）1．上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2．XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成29年11月21日

株式会社西京銀行

取締役会 御中

## 有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 秋宗 勝彦 印指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 下西 富男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社西京銀行の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第110期事業年度の中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

## 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

## 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社西京銀行の平成29年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成29年4月1日から平成29年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当行（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは中間監査の対象には含まれていません。